

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第925号)

平成23年2月24日

横 情 審 答 申 第 925 号

平 成 23 年 2 月 24 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

平成22年5月21日戸高第376号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「特定個人に係る、高齢者日常生活用具給付決定通知書（控）、高齢者日常生活用具廃止通知書（控）、在宅サービス申込書、在宅サービス廃止届」の個人情報開示請求却下決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「特定個人に係る、高齢者日常生活用具給付決定通知書（控）、高齢者日常生活用具廃止通知書（控）、在宅サービス申込書、在宅サービス廃止届」の個人情報本人開示請求を却下とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「特定個人に係る、高齢者日常生活用具給付決定通知書（控）、高齢者日常生活用具廃止通知書（控）、在宅サービス申込書、在宅サービス廃止届」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成22年3月10日付で行った個人情報開示請求却下決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

本件請求については、本件個人情報は異議申立人（以下「申立人」という。）本人の情報ではなく、申立人が横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第20条に定める本人開示請求権を有するとは認められないため却下としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件個人情報の対象者本人（以下「本件対象者」という。）は、平成18年特定月日に死亡している。申立人は本件対象者の長女であり、本件請求を行ったのは、本件対象者の遺産相続に関して相続人間で係争中であり、裁判所に提出するために必要であるという理由からである。
- (2) 死者の個人情報が本人開示請求として認められるのは、死者の個人情報が同時に請求者本人の個人情報でもありと考えられる場合のみである。今回、申立人は、相続人と称して本件対象者の相続人であることを証する戸籍謄本を付して本件請求を行ったが、本件個人情報が死者である本件対象者から相続した財産に関する情報とは断定できず、申立人本人の個人情報とみなし得るほど申立人と密接な情報ではないと考えられる。したがって、本件個人情報は、申立人本人以外の第三者の情報であって、申立人本人の情報ではないことから、条例第20条に定める本人開示請求権を有するものとは認められず、却下とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件個人情報の全部を開示するよう求める。
- (2) 本件個人情報は、遺産相続係争のための資料として必要である。
- (3) 本件対象者は故人であって、申立人はその実子であり、本件対象者に代わって本件個人情報を請求しており、子供が父の生前の様子や状況を当然知る権利を有することを妨げている。
- (4) 実施機関は、相続した財産に関する情報ではないとした点について、そもそも本件個人情報は、本件対象者の生前の状況を知る情報であり、相続した財産に関するものではない。
- (5) 実施機関が、申立人本人以外の第三者の情報であるとした理由について、第三者の個人情報を請求しているのではなく、あくまで本件対象者の個人情報の請求である。第三者の部分が一部存在しているのであれば、その部分以外の請求であり、第三者の不利益や第三者の個人情報の開示を求めているものではないため、開示できないとした理由に当てはまらない。

5 審査会の判断

(1) 高齢者日常生活用具給付に係る事務について

横浜市では、横浜市ねたきり高齢者・ひとり暮らし高齢者等日常生活用具給付・貸与事業実施要綱（昭和52年6月民老第253号。以下「要綱」という。）に基づき、在宅の寝たきりの高齢者やひとり暮らしの高齢者等に対して、紙おむつ等の日常生活用具を給付又は貸与している。

本事業により用具の給付等を受けようとする者は、在宅サービス申込書を居住地所管の福祉保健センター長（以下「センター長」という。）に提出し（要綱第3条）、センター長は、用具の給付等を決定したときは、高齢者日常生活用具給付・貸与決定通知書により当該申込者に通知することとされている（要綱第5条）。また、用具の給付等を受けている者が要綱第7条第1項各号に定める要件のいずれかに該当する場合には、在宅サービス廃止届をセンター長に届け出なければならず、当該届出があった場合にセンター長は、当該用具の給付等の必要がないと認めるときは、在宅サービス廃止通知書を当該届出者に通知することとされている（要綱第7条）。

(2) 本件個人情報について

本件個人情報は、本件対象者（申立人の亡父）に係る横浜市ねたきり高齢者・ひとり暮らし高齢者等日常生活用具給付・貸与事業に関する情報のうち、在宅サービス申込書及び在宅サービス廃止届並びに高齢者日常生活用具給付決定通知書及び高齢者日常生活用具廃止通知書の控えである。

(3) 本人開示請求権について

ア 本件請求は、亡くなった本件対象者の個人情報について本件対象者の子である申立人が開示を求めたものである。死者の個人情報に関する条例の本人開示請求権の考え方については、平成19年4月26日の当審査会答申第492号及び第493号（以下「先例答申」という。）において示しているとおりである。すなわち、本人開示請求制度の趣旨からすると、原則として、死者の個人情報は本人開示請求の対象とならないが、死者の個人情報であっても、それが同時に請求者本人の個人情報に該当する場合もあり、そのような事情が認められる場合は、当該死者に関する個人情報を同時に自己の個人情報として本人開示請求の対象とすることも認められる場合もあるというものである。

そして、先例答申では、死者の個人情報について本人開示請求ができる場合として、死亡した親の遺伝子情報といった実子自身の個人情報でもあるもの、請求者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報など当該個人情報が請求者自身の個人情報と認められるもの、請求者が死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報、近親者固有の慰謝料請求権など死者の死に起因して相続以外の原因により請求者が取得した権利義務に関する情報、の四つを例示しているほか、未成年者である自分の子に関する情報などについて考慮した上で、死者に関する情報であっても、社会通念上、請求者自身の個人情報とみなし得るほど請求者と密接な関係がある情報等であれば、本人開示請求の対象となる個人情報として取り扱うことが認められる場合もあるとしている。

さらに、先例答申では、以上の例示は本人開示請求制度の例外として認められるものであって、開示請求に当たっては、死者の個人情報が同時に請求者本人の個人情報であることを実施機関に納得させ得る資料の提出があって始めて認められるものであり、請求者の範囲を拡大しすぎることはないように取り扱う必要があるとしている。

イ 以上のような観点から本件について検討すると、本件個人情報、生前の本件対象者に関する日常生活用具の給付等の有無、給付等を受けていた場合の当該給付等の内容及び期間並びに給付等の手続の内容等を示すものであって、このような情報は前記で述べた から までの例示に該当する情報であるとは認められず、本件個人情報が同時に請求者自身の個人情報と同視すべき情報であるとはいえない。また、本件請求は、成年の子が亡父の情報を請求したものであり、社会通念上、請求者自身の個人情報とみなし得るほど請求者と密接な関係がある情報とまではいえない。

ウ したがって、本件個人情報は、申立人の個人情報として本人開示請求の対象とはできない情報である。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件請求について申立人が本人開示請求権を有するとは認められないとして却下とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成22年5月21日	・実施機関から諮問書及び却下理由説明書を受理
平成22年6月4日 (第103回第三部会) 平成22年6月9日 (第172回第二部会) 平成22年6月10日 (第168回第一部会)	・諮問の報告
平成22年9月9日 (第171回第一部会)	・審議
平成22年9月30日 (第172回第一部会)	・審議
平成23年1月13日 (第177回第一部会)	・審議
平成23年1月27日 (第178回第一部会)	・審議